

久米

入札公告（建築一式）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年7月28日

契約担当官  
航空自衛隊第9航空団  
会計隊長 木部 政治

1 工事概要

- (1) 工事名 建具等更新工事
- (2) 工事場所 航空自衛隊久米島分屯基地
- (3) 工期 契約締結日～ 令和9年3月31日
- (4) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式」で級別の格付を受けていること。  
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式」に係る等級（防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の記載の等級）が「建築一式」D級以上であること。
- (5) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、申請書記載の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び資格審査結果通知書の提出期限の日から開札の時点までの期間に、防衛省のいずれかの地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- 〔(8)は、請負金額が4500万円以上（建築一式9000万円以上）の場合に適用する。〕
- (8) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
- ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】
- イ 過去15年の間に同類と認める工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
- なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
- ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (9) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部隊等

〒901-0194 沖縄県那覇市字当間301番地  
航空自衛隊第9航空団（那覇基地）会計隊契約班（担当 武知）  
TEL 098-857-1228又は1229（会計隊直通）  
FAX 098-857-1221

#### (2) 入札説明書等の交付

##### ア 交付期間

令和8年7月28日から令和8年9月11日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分

##### イ 交付場所

(1)に同じ

##### ウ 交付書類

入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他、契約担当官が必要と認めるもの

##### エ 交付方法

手交及び郵送等

なお、交付書類については、公告とともに公示している場合は、那覇基地ホームページの調達情報から入手可能である。

(3) 申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等

ア 提出期限

令和8年8月28日午後5時00分

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

また、郵送等の場合は、令和8年8月28日午後5時00分までに必着とする。

(4) 入札書等の提出期限等

ア 提出期限

令和8年9月11日午後5時00分

イ 工事費内訳明細書の提出

工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（郵送等の場合は、令和8年9月11日午後5時00分までに必着とする。）

※入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。

また、一般競争参加資格確認通知書（入札説明書第6項第3号に示すもの）又はその写しを提示する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年9月18日10時00分

イ 場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金

納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3）以上とする。なお、契約不適合を保証する特約を1年間付すものとする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 適用する契約条項

本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。

(10) 資料のヒアリングを行う場合がある。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

[(13)アは、請負金額が4500万円以上（建築一式9000万円以上）の場合に適用する。]

(13) 配置予定監理技術者の確認

ア 落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

イ 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

[(14)は、請負金額が4500万円以上（建築一式9000万円以上）の場合に適用する。]

(14) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(15) 詳細は、入札説明書による。

## 入札説明書

航空自衛隊第9航空団の建具等更新工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日 令和8年7月28日
- 2 契約担当官等 契約担当官  
航空自衛隊第9航空団  
会計隊長 木部 政治  
(〒901-0194 沖縄県那覇市字当間301)
- 3 工事概要
  - (1) 件 名 建具等更新工事
  - (2) 工 期 契約締結日 ～ 令和9年3月31日
  - (3) 工 事 場 所 航空自衛隊久米島分屯基地
  - (4) 工 事 内 容 仕様書のとおり
  - (5) そ の 他 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- 4 参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 防衛省における一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
  - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（前号の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
  - (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式」に係る等級（資格審査結果通知書の記載の等級）がD級以上であること。
  - (5) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号（28.3.31））（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (6) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。  
（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。  
なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、工事に係る入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。
- ア 資本関係  
次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
  - （ア）親会社と子会社の関係にある場合。
  - （イ）親会社を同じくする子会社の関係にある場合。
- イ 人的関係  
次のいずれかに該当する2者の場合。ただし（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
  - （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
  - （イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者ではないこと。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者とは契約を行わないこととする。
- (9) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

- 5 担当部局 航空自衛隊那覇基地会計隊契約班  
(〒901-0194 沖縄県那覇市字当間301)  
TEL 098-857-1228又は1229 (会計隊直通)  
FAX 098-857-1221

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(8)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書の提出は、次に示すとおりとする。

- ア 提出期間 令和8年7月28日～令和8年8月28日(行政機関の休日を除く。)  
(上記期間中、午前8時15分から午後5時まで。ただし正午から午後1時までの間を除く。)
- イ 提出方法 持参又は郵送による。  
郵送等の場合は、令和8年8月28日午後5時00分までに必着とする。
- ウ 提出場所 上記5に同じ
- (2) 申請書は、別紙様式第1により作成すること。
- (3) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は申請時に提出された返信用封筒により、令和8年8月31日までに通知する。
- (4) その他
- ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 契約担当官等は、提出された申請書を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 申請書提出時には、別紙様式第1に記載の書類を添付し、提出のこと。
- カ 申請書に関する問い合わせ先は、上記5に同じ

7 競争参加資格がないと認められた者に対する説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い説明を求めることができる。
- ア 提出期限 令和8年9月9日12:00
- イ 提出場所 上記5に同じ
- ウ 提出方法 書面(様式随意)を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和8年9月10日に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。
- ア 提出期間 令和8年7月28日～令和8年8月28日(行政機関の休日を除く。)  
(上記期間中、午前8時15分から午後5時まで。ただし正午から午後1時までの間を除く。)
- イ 提出場所 上記5に同じ
- ウ 提出方法 書面(様式随意)を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ア 閲覧期間 令和8年7月28日～令和8年8月28日(行政機関の休日を除く。)  
(上記期間中、午前8時15分から午後5時まで。ただし正午から午後1時までの間を除く。)
- イ 閲覧場所 上記5に同じ

9 入札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送等により入札すること。電送による入札は認めない。
- (2) 入札書の提出期限、提出場所等
- ア 提出期間 令和8年8月31日～令和8年9月11日(行政機関の休日を除く。)  
(上記期間中、午前8時15分から午後5時まで。ただし正午から午後1時までの間を除く。)
- イ 提出場所 上記5に同じ。
- ウ 提出方法 入札書を封筒に入れて封かんし、封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらに工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参若しくは郵送等により提出する。なお、入札書の提出にあたっては本競争における一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除とする。  
 (2) 契約保証金 納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1(落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3)以上とする。なお、契約不適合を保証する特約を1年間付すものとする。

#### 11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 入札金額に対応した工事費内訳明細書を持参又は郵送第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される等により提出しなければならない。

##### (2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目(直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等)を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量等に対応する摘要(土木工事にあつては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名(必ず押印する。)並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

##### (3) 工事費内訳明細書の提出方法等

- ア 提出期限 令和8年9月11日17:00  
 イ 提出場所 上記5に同じ。  
 ウ 提出方法 持参または郵送によるものとする。郵送の場合は令和8年9月11日17時までに必着とする。

- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。  
 (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。  
 (6) 工事費内訳明細書の確認の結果、下表の各項に該当する場合は、工事に係る入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

|                  |     |                                       |
|------------------|-----|---------------------------------------|
| ①未提出であると認められる場合  | (1) | 工事費内訳明細書が白紙である場合                      |
|                  | (2) | 工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合                  |
| ②記載すべき事項が欠けている場合 | (1) | 数量、単価、金額等の記載が欠けている場合                  |
| ③記載すべき事項に誤りがある場合 | (1) | 発注案件に誤りがある場合                          |
|                  | (2) | 提出業者に誤りがある場合                          |
|                  | (3) | 工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合           |
| ④その他             | (1) | 他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合 |

- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。  
 (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。  
 (9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

#### 12 開札

##### (1) 開札の日時及び場所

- ア 開札日時 令和8年9月18日10:00  
 イ 開札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室

- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。  
 (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、入札参加者が第1回の開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱うこととする。

13 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 本説明書及び工事に係る入札心得書において示した入札に関する条件に違反した入札

エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に掲げる資格のない者のした入札

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については契約担当官から指示をする。

15 契約書等の作成 有

16 再苦情申立

(1) 契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は上記7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立を行うことができる。当該再苦情申立については入札監視委員会が審議を行う。

(2) 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類の入手先は上記5に同じ。

17 関連情報を入手するための窓口

上記5に同じ

18 その他

(1) 入札参加者は、工事に係る入札心得書及び航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項を熟読し、工事に係る入札心得書を遵守すること。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和    年    月    日

契約担当官

航空自衛隊第 9 航空団

会計隊長 木部 政治 殿

住                      所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

令和 8 年 7 月 2 8 日付けで入札公告のありました建具等更新工事に係る競争参加資格について確認されたく申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当する者でないことを誓約いたします。

記

- 1 入札説明書 4（2）に定める資格を証明する書類（資格審査結果通知書）
- 2 入札説明書 4（6）に定める資本関係・人的関係に係わる書類（履歴全部事項証明書）
- 3 工程表
- 4 同種工事の施工実績
- 5 配置予定の技術者  
（項目、氏名及び法令による資格・免許欄を入力し、資格又は免許証のコピーを添付すること。  
また、入札公告 2（8）に該当する場合は、最終学歴、工事経験の概要及び申請時における他  
工事の従事状況等の欄についても記入すること。）
- 6 入札説明書 4（9）に定める情報保全に係る書類（誓約書）  
（過去 5 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡しを行った場合は別紙様式第 4  
を提出すること。過去 5 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡しを行ってい  
ない場合は別紙様式第 5 を提出すること。）

注） 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

工 程 表

建具等更新工事

会社名:

| 項<br>目 | 単<br>位 | 数<br>量 | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        |        |        | 10 20 | 10 20 | 10 20 | 10 20 | 10 20 | 10 20 | 10 20 | 10 20 | 10 20 | 10 20 | 10 20 | 10 20 |
|        |        |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|        |        |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|        |        |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|        |        |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|        |        |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |

■工程管理に対する技術的所見

# 配置予定の技術者

会社名

|                  |                 |  |
|------------------|-----------------|--|
| 項                | 目               |  |
| 氏                | 名               |  |
| 最                | 終 学 歴           |  |
| 法 令 に よ る        |                 |  |
| 資 格 ・ 免 許        |                 |  |
| 工事概要             | 工 事 名           |  |
|                  | 発 注 者 名         |  |
|                  | 工 事 場 所         |  |
|                  | 契 約 金 額         |  |
|                  | 工 期             |  |
|                  | 従 事 役 職         |  |
|                  | 工 事 内 容         |  |
|                  | CORINS登録の有無     |  |
| 申請時における他工事の従事状況等 | 工 事 名           |  |
|                  | 発 注 者 名         |  |
|                  | 工 期             |  |
|                  | 従 事 役 職         |  |
|                  | 本工事と重複する場合の対応措置 |  |
|                  |                 |  |
|                  | CORINS登録の有無     |  |

## 配 置 予 定 の 技 術 者

会社名

|                        |                 |                                                                               |
|------------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 項                      | 目               | 主任技術者又は監理技術者                                                                  |
| 氏                      | 名               |                                                                               |
| 最                      | 終 学 歴           | (学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)                                                         |
| 法 令 に よ る<br>資 格 ・ 免 許 |                 | (施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。) |
| 工事概要                   | 工 事 名           |                                                                               |
|                        | 発 注 者 名         |                                                                               |
|                        | 工 事 場 所         | (都道府県名、市町村名を記入する。)                                                            |
|                        | 契 約 金 額         | (百万円単位で記入する)                                                                  |
|                        | 工 期             | 年 月 ～ 年 月                                                                     |
|                        | 従 事 役 職         | (現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)                                                         |
|                        | 工 事 内 容         |                                                                               |
|                        | CORINS登録の有無     | 有(CORINS登録番号 ) 無                                                              |
| 申請時における他<br>工事の従事状況等   | 工 事 名           |                                                                               |
|                        | 発 注 者 名         |                                                                               |
|                        | 工 期             | 年 月 ～ 年 月                                                                     |
|                        | 従 事 役 職         | (現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)                                                         |
|                        | 本工事と重複する場合の対応措置 |                                                                               |
|                        | CORINS登録の有無     | 有(CORINS登録番号 ) 無                                                              |

## 同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名

|             |           |                    |
|-------------|-----------|--------------------|
| 工事名称等       | 工 事 名     |                    |
|             | 発 注 機 関 名 |                    |
|             | 工 事 場 所   | (都道府県名、市町村名を記入する。) |
|             | 契 約 金 額   | (百万円単位で記入する。)      |
|             | 工 期       | 年 月～ 年 月           |
|             | 受注形態等     | 単体/JV(出資比率)        |
| 工事概要        | 構造形式      |                    |
|             | 規模・寸法     |                    |
|             | 使用機材・数量   |                    |
|             | 施工条件      | (市街地・軟弱地質等)        |
|             | そ の 他     |                    |
| CORINS登録の有無 |           | 有(CORINS登録番号 ) 無   |

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

## 誓 約 書

契約担当官

航空自衛隊第 9 航空団

会計隊長 木部 政治 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

弊社は、過去 5 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

誓 約 書

契約担当官

航空自衛隊第 9 航空団

会計隊長 木部 政治 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

# 入 札 書

契約担当官  
航空自衛隊第9航空団  
会計隊長 木部 政治 殿

| 品 名 （ 件 名 ） | 規 格     | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|-------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 建具等更新工事     | 仕様書のとおり | 式   | 1   |     |     |     |
|             | 以下余白    |     |     |     |     |     |
|             |         |     |     |     |     |     |
|             |         |     |     |     |     |     |
|             |         |     |     |     |     |     |

総 額 （ 含 梱 包 運 賃 ） ¥ (税抜)

工 期 契約締結日 ～ 令和9年3月31日

工 事 場 所 航空自衛隊久米島分屯基地

上記入札条件及び入札及び契約心得、契約条項承諾の上入札しました。

令和8年9月18日

住 所

氏 名

代表者印

委 任 状

私は、  
を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を  
委任します。

記

1. 件 名 : 建具等更新工事

2. 代理人使用印鑑 :

令和8年9月18日

住所  
委任者 社名  
氏名

印

契約担当官  
航空自衛隊第9航空団  
会計隊長 木部 政治 殿

令和 年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊第9航空団  
会計隊長 木部 政治 殿

## 工事費内訳書

工事件名：建具等更新工事

住 所：  
商 号 又 は 名 称：  
代 表 者 氏 名：

印

# 工事費内訳明細書

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 工事価格（税抜）        | ： 〃 |
| 内訳              |     |
| 1 工事原価          | ： 〃 |
| うち安全衛生経費        | ： 〃 |
| （1）純工事費         | ： 〃 |
| （ア）直接工事費        | ： 〃 |
| うち労務費           | ： 〃 |
| うち材料費           | ： 〃 |
| （イ）共通仮設費        | ： 〃 |
| （2）現場管理費        | ： 〃 |
| うち法定福利費の事業主負担額  | ： 〃 |
| うち建設業退職金共済制度の掛金 | ： 〃 |
| （3）発生材処分費       | ： 〃 |
| 2 一般管理費等        | ： 〃 |

## 留意事項

- ①各区分に含まれる内容は、「公共建築工事積算基準」により振り分けし、積算をお願いします。
  - ②直接工事費及び共通仮設費の細部明細につきましては、こちらから提示した様式等により作成し、工事費内訳書及び工事費内訳明細書に添付のうえ、提出をお願いします。各事業所様の様式により作成でも結構です。
  - ③入札書とは別の封筒へ入れ、ご提出ください。郵便の場合は「入札書の封筒」「内訳書の封筒」の2つを、別の1つの封筒へ入れて郵送してください。
  - ④内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。
- ※注 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。
- ⑤提出された工事費内訳書ほか一件書類は返却致しません。予めご了承下さい。
  - ⑥本内訳明細に記載された金額を基に、低入札価格調査制度対象工事に係わる特別重点調査の対象工事にあつては、その該当の有無を判断致します。細部、基準等については、防衛省ホームページにおいて公表されております。

# 市場価格調査書

会社名

工期 契約締結日～令和9年3月31日  
工事場所 航空自衛隊久米島分屯基地

| 品 名 ( 件 名 )           | 規 格                 | 単 位            | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|-----------------------|---------------------|----------------|-----|-----|-----|
| 建具等更新工事               | 仕様書のとおり             | 式              | 1   |     |     |
| (内訳)                  |                     |                |     |     |     |
| 1 #6 1/STD            |                     |                |     |     |     |
| (1) 仮設                |                     |                |     |     |     |
| 整理清掃後片付け              |                     | m <sup>2</sup> | 0.9 |     |     |
| (2) 撤去                |                     |                |     |     |     |
| ア ステンレス製片<br>開きフラッシュ戸 | 建具金物共               | m <sup>2</sup> | 1.8 |     |     |
| イ ネオプレンゴム             |                     | m              | 5.8 |     |     |
| (3) 建具                |                     |                |     |     |     |
| ア ステンレス製方<br>開きフラッシュ戸 | 材料費<br>建具金物共 (運搬費共) | 式              | 1   |     |     |
| イ ステンレス製方<br>開きフラッシュ戸 | 取付費<br>建具金物共        | 式              | 1   |     |     |
| ウ ネオプレンゴム             | 材料費<br>運搬費共         | m              | 5.8 |     |     |
| エ ネオプレンゴム             | 取付費                 | m              | 5.8 |     |     |
| 2 #6 1/SD             |                     |                |     |     |     |
| (1) 仮設                |                     |                |     |     |     |
| ア 整理清掃後片付<br>け        |                     | m <sup>2</sup> | 4.7 |     |     |
| イ 仮設足場                |                     | m <sup>2</sup> | 2.4 |     |     |
| ウ 仮設材運搬               |                     | m <sup>2</sup> | 2.4 |     |     |
| (2) 撤去                |                     |                |     |     |     |

| 品 名 ( 件 名 )   | 規 格         | 単 位            | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|---------------|-------------|----------------|-----|-----|-----|
| ア 電気錠         |             | 個              | 1   |     |     |
| イ 通電金物        |             | 個              | 1   |     |     |
| ウ テンキー        |             | 台              | 1   |     |     |
| エ フランス落とし     |             | 組              | 1   |     |     |
| (3) 建具 (建具金物) |             |                |     |     |     |
| ア 電気錠         | 材料費<br>運搬費共 | 個              | 1   |     |     |
| イ 電気錠         | 取付費         | 箇所             | 1   |     |     |
| ウ 通電金物        | 材料費<br>運搬費共 | 個              | 1   |     |     |
| エ 通電金物        | 取付費         | 箇所             | 1   |     |     |
| オ テンキー        | 材料費<br>運搬費共 | 台              | 1   |     |     |
| カ テンキー        | 取付費         | 箇所             | 1   |     |     |
| キ フランス落とし     | 材料費<br>運搬費共 | 組              | 1   |     |     |
| ク フランス落とし     | 取付費         | 組              | 1   |     |     |
| 3 #6 1/SLD    |             |                |     |     |     |
| (1) 仮設        |             |                |     |     |     |
| 整理清掃後片付け      |             | m <sup>2</sup> | 1.8 |     |     |
| (2) 撤去        |             |                |     |     |     |
| ア 電気錠         |             | 個              | 1   |     |     |
| イ 通電金物        |             | 個              | 1   |     |     |
| ウ テンキー        |             | 台              | 1   |     |     |
| (3) 建具 (建具金物) |             |                |     |     |     |
| ア 電気錠         |             | 個              | 1   |     |     |
| イ 電気錠         |             | 箇所             | 1   |     |     |
| ウ 通電金物        |             | 個              | 1   |     |     |
| エ 通電金物        |             | 箇所             | 1   |     |     |

| 品 名 ( 件 名 )              | 規 格          | 単 位            | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|--------------------------|--------------|----------------|-----|-----|-----|
| オ テンキー                   |              | 台              | 1   |     |     |
| カ テンキー                   |              | 箇所             | 1   |     |     |
| 4 # 6 共通<br>(1/SD、1/SLD) |              |                |     |     |     |
| (1) 撤去                   |              |                |     |     |     |
| ア テンキー制御器                |              | 台              | 1   |     |     |
| イ 電子錠操作盤                 |              | 台              | 1   |     |     |
| (2) 更新                   |              |                |     |     |     |
| ア テンキー制御器                | 材料費<br>運搬費共  | 台              | 1   |     |     |
| イ テンキー制御器                | 取付費          | 箇所             | 1   |     |     |
| ウ 電子錠操作盤                 | 材料費<br>運搬費共  | 台              | 1   |     |     |
| エ 電子錠操作盤                 | 取付費          | 箇所             | 1   |     |     |
| 5 # 1 1/AD               |              |                |     |     |     |
| (1) 仮設                   |              |                |     |     |     |
| 整理清掃後片付け                 |              | m <sup>2</sup> | 0.9 |     |     |
| (2) 撤去                   |              |                |     |     |     |
| ア アルミ製片開き<br>フラッシュ戸      | 建具金物共        | m <sup>2</sup> | 1.8 |     |     |
| イ ガラス                    | 合わせガラス (3+3) | m              | 0.4 |     |     |
| (3) 建具                   |              |                |     |     |     |
| ア アルミ製方開き<br>フラッシュ戸      |              | 式              | 1   |     |     |
| イ アルミ製方開き<br>フラッシュ戸      |              | 式              | 1   |     |     |
| (4) 防水                   |              |                |     |     |     |
| シーリング                    | 2成分形         | m              | 9.8 |     |     |
| 6 # 1 2 1/AW             |              |                |     |     |     |
| (1) 仮設                   |              |                |     |     |     |
| 整理清掃後片付け                 |              | m <sup>2</sup> | 3.7 |     |     |

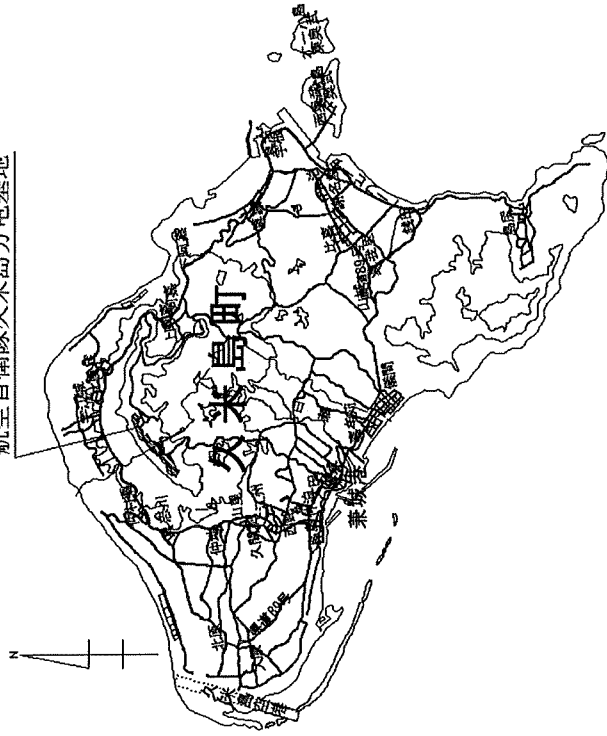
[illegible]

| 工 事 仕 様 書 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (3) 喫煙                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 件 名     | 建具等更新工事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 指定された場所以外での喫煙を禁止する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2 工 期     | 自 契約日 ～ 至 令和9年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 5. 6 施工日時（官側の事情により、変更となる場合あり。）<br>契約相手方の作成する工程表中、監督官の許可する日時を基準とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 3 工事場所    | 航空自衛隊久米島分屯基地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5. 7 工事写真                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 4 工事概要    | ステンレス製建具、アルミ製建具及び電子錠等の撤去・更新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | (1) 監督官が許可した場所以外の撮影は禁止する。<br>(2) 撮影は、デジタルカメラを使用し、工事写真記録帳に整理のうえ、提出する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 5 一般事項    | 5. 1 本仕様書に記載されていない事項は次に示すものとし、最新版を適用する。<br>(1) 公共建築工事標準仕様書（最新版）<br>(2) 公共建築改修工事標準仕様書（最新版）<br>(3) その他関係法令、下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類<br>(4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修<br>ア 営繕工事写真撮影要領「工事写真の撮り方」<br>イ 工事写真撮影ガイドブック<br>5. 2 統制事項及び書類手続き<br>監督官の指示による。<br>5. 3 基地内入門手続等<br>(1) 人員（ア～ウのいずれか）<br>ア パスポート<br>イ マイナンバーカード<br>ウ 免許証<br>(2) 車両（ア～ウの全て）<br>ア 車両検査証（原本）<br>イ 自賠責保険証書（原本）<br>ウ 任意保険証書（原本（対人賠償3000万円、対物賠償3000万円以上））<br>(3) 入出門時間<br>ア 入門08時15分から出門17時00分を基準とする。<br>イ 上記で示した時間以外に作業が必要な場合は、事前に監督官と調整した後、残業届を提出する。<br>5. 4 立入り<br>(1) 本工事に従事する者は、官側の定める様式にて臨時立入申請書を作成、提出するものとし、許可が下りない者の立ち入りは不可とする。<br>(2) 監督官の許可する場所以外の立入りは厳禁とする。<br>5. 5 火気使用<br>(1) 火気器具（切削工具等火花を発生する物及び溶接溶断器具）の使用は、事前に監督官の確認を受けた上で申請し、火気使用許可証発行後、防炎マット等の設置確認後、使用することができる。<br>(2) 屋内における内燃機関の使用<br>原則禁止する。 | (3) 黒板等記載事項<br>施工及び各種（材料又は完成）検査<br>ア 日付、場所<br>イ 契約相手方会社名<br>ウ 件名<br>エ 内容（施工内容又は検査項目）<br>5. 8 撮影要領<br>(1) 遵守事項（共通）<br>ア 必ず1枚ごとに黒板等を撮影範囲に入れる。<br>イ 撮影時における黒板等の保持は、必ず契約相手方が行う。場所又は人数等の制限により保持が困難な場合は、自撮り棒の使用、壁面等に設置又は吊り下げる、床面に設置する等の工夫を試み、困難な場合又は適切な画が撮れない場合は、都度、監督官と協議する。<br>ウ 各種検査及び施工内容の記載事項は、契約相手方が作成する工事写真記録帳貼付項目と同一とすることを原則とし、それにより難しい場合は、都度、監督官と協議する。<br>エ 撮影した写真が判別困難な場合は、監督官の指示により、工期内に再度撮影するものとする。<br>(2) 施工<br>ア 工事計画における施工種別ごと、施工の前中後を撮影し、それが明確に分かるように撮影する（接写可）。<br>イ 施工後、隠蔽となる箇所は、監督官の立会のうえ、隠蔽前に撮影する。<br>(3) 各種（材料又は完成）検査<br>必ず検査官の指差し確認の画を入れる。また、検査官の顔、階級章（片側可）及び名札が写る角度で撮影する。<br>(4) 記録要領<br>契約相手方は、施工（施工種別ごとと結節）、各種検査の撮影をそれぞれ終える都度、速やかに工事写真記録帳のページをカラー印刷し監督官まで提出、確認を受ける（修正等あれば速やかに是正、再確認を受ける。）。 |

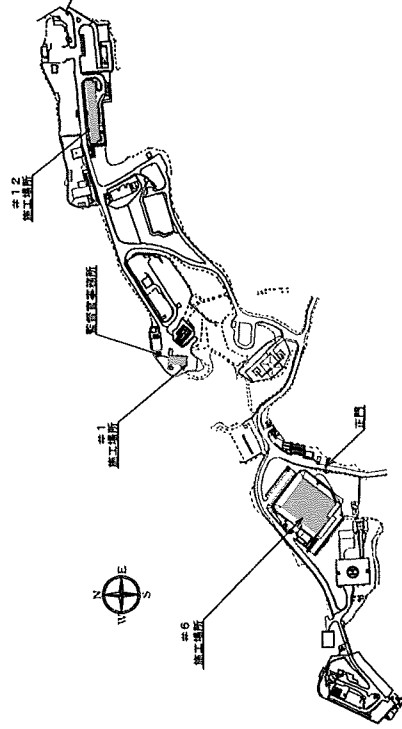
6 工事仕様

6. 1 対象施設  
(1) 基地案内図

航空自衛隊久米島分屯基地



(2) 施工場所



6. 2 工事内訳

| 工 種                     | 摘 要<br>(規格等) | 数 量 | 単 位            | 備 考                  |
|-------------------------|--------------|-----|----------------|----------------------|
| I # 6 1 / STD           |              |     |                |                      |
| 1 仮設                    | 整理清掃後片付け     | 0.9 | m <sup>2</sup> |                      |
| 2 撤去                    |              |     |                |                      |
| (1) ステンレス製片開き<br>フラッシュ戸 | 建具金物等共       | 1.8 | m <sup>2</sup> |                      |
| (2) ネオプレンゴム             |              | 5.8 | m              |                      |
| 3 建具                    |              |     |                |                      |
| (1) ステンレス製片開き<br>フラッシュ戸 | 建具金物等共       | 1   | 式              |                      |
| (2) ネオプレンゴム             |              | 5.8 | m              |                      |
| II # 6 1 / SD           |              |     |                |                      |
| 1 仮設                    |              |     |                |                      |
| (1) 整理清掃後片付け            | 小規模          | 4.7 | m <sup>2</sup> |                      |
| (2) 仮設足場                | 脚立足場         | 2.4 | m <sup>2</sup> |                      |
| (3) 仮設材運搬               | 脚立足場         | 2.4 | m <sup>2</sup> |                      |
| 2 撤去                    |              |     |                |                      |
| (1) 電気錠                 | 扉内配線類含む      | 1   | 個              | 美和ロック AU             |
| (2) 通電金物                |              | 1   | 個              | 美和ロック TEK            |
| (3) テンキー                |              | 1   | 台              | 美和ロック<br>TKU-03, DCV |
| (4) フランス落とし             |              | 1   | 組              |                      |
| 3 建具 (建具金物)             |              |     |                |                      |
| (1) 電気錠                 | 扉内配線類含む      | 1   | 個              | 既設品同等以上              |
| (2) 通電金物                |              | 1   | 個              | 既設品同等以上              |
| (3) テンキー                |              | 1   | 台              | 既設品同等以上              |
| (4) フランス落とし             |              | 1   | 組              | 既設品同等以上              |
| III # 6 1 / SLD         |              |     |                |                      |
| 1 仮設                    |              |     |                |                      |
| 整理清掃後片付け                | 小規模          | 1.8 | m <sup>2</sup> |                      |
| 2 撤去                    |              |     |                |                      |
| (1) 電気錠                 | 扉内配線類含む      | 1   | 個              | 美和ロック AU             |
| (2) 通電金物                |              | 1   | 個              | 美和ロック TEK            |
| (3) テンキー                |              | 1   | 個              | 美和ロック<br>TKU-03, DCV |
| 3 建具 (建具金物)             |              |     |                |                      |
| (1) 電気錠                 | 扉内配線類含む      | 1   | 個              | 既設品同等以上              |
| (2) 通電金物                |              | 1   | 個              | 既設品同等以上              |
| (3) テンキー                |              | 1   | 台              | 既設品同等以上              |
| IV # 6 共通 (1/SD、1/SLD)  |              |     |                |                      |
| 1 撤去                    |              |     |                |                      |

| 工 種                   | 摘 要<br>(規格等)                                       | 数 量 | 単 位            | 備 考                |
|-----------------------|----------------------------------------------------|-----|----------------|--------------------|
| (1) テンキー制御器           |                                                    | 1   | 台              | 美和ロック<br>TKU-003.C |
| (2) 電気錠操作盤            |                                                    | 1   | 台              | 美和ロック<br>BAN-AS4   |
| 2 更新                  |                                                    |     |                |                    |
| (1) テンキー制御器           |                                                    | 1   | 台              | 既設品同等以上            |
| (2) 電気錠操作盤            |                                                    | 1   | 台              | 既設品同等以上            |
| V # 1 1/AD            |                                                    |     |                |                    |
| 1 仮設                  |                                                    |     |                |                    |
| 整理清掃後片付け              | 小規模                                                | 0.9 | m <sup>2</sup> |                    |
| 2 撤去                  |                                                    |     |                |                    |
| (1) アルミ製片開き<br>フラッシュ戸 | 建具金物等共                                             | 1.8 | m <sup>2</sup> |                    |
| (2) ガラス               | 合わせガラス                                             | 0.4 | m <sup>2</sup> | 厚：3mm+3mm          |
| 3 建具                  |                                                    |     |                |                    |
| (1) アルミ製片開き<br>フラッシュ戸 | かぶせ工法<br>(カバール工法)<br>建具金物、丁番補<br>強、ガラス、戸当<br>り金物等共 | 1   | 式              |                    |
| 4 防水                  |                                                    |     |                |                    |
| シーリング                 | 2成分形                                               | 9.8 | m              |                    |
| VI # 1 2 1/AW         |                                                    |     |                |                    |
| 整理清掃後片付け              | 小規模                                                | 3.7 | m <sup>2</sup> |                    |
| 2 撤去                  |                                                    |     |                |                    |
| ガラス                   | 合わせガラス<br>(乳白色)                                    | 0.5 | m <sup>2</sup> | 厚：3mm+3mm          |
| 3 更新                  |                                                    |     |                |                    |
| ガラス                   | 合わせガラス<br>(乳白色)                                    | 0.5 | m <sup>2</sup> | 厚：3mm+3mm          |
| VII 発生材処理 (金属類を除く)    |                                                    |     |                |                    |
| 建築発生材                 | ネオブレングム                                            | 5.8 | m              |                    |
|                       | テンキー                                               | 2   | 台              |                    |
|                       | テンキー制御器                                            | 1   | 台              |                    |
|                       | 電気錠操作盤                                             | 1   | 台              |                    |
|                       | ガラス                                                | 1   | m <sup>2</sup> |                    |

### 6. 3 特記事項

#### (1) 仮設

- ア 在来部分、施工済み部分、未使用材料などで汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行うものとする。
- イ 作業中、作業後は念入りに清掃し、周囲の環境に配慮するものとする。

### (2) 撤去

- ア 本工事の施工にあたり、事前に監督官と工程を十分協議した上で撤去工事を行うものとする。
- イ 撤去後不要となった各種穴は、監督官に報告後、所定の材料を使用し原型に復旧するものとする。

### (3) 建具

- ア 建具の制作に先立ち現場採寸を行い、工作及び取付けを示す詳細図を作成し、監督官の承認を受けるものとする。
- イ 建具金物等は、JIS規格品又は同等品以上とする。
- ウ 1/STD扉取付けの際に十分な耐力が期待できない場合は、補強板等を取付けるものとする。
- エ 丁番補強は、F B-0.5mmを基準とする。
- オ アルミニウム製建具の種別は、A種とし、表面処理の種別は、B B-1種とする。
- カ 1/ADの施工方法は、かぶせ工法 (カバール工法) で施工するものとする。

### (4) 防水

- ア シーリングの種別は、「公共建築工事標準仕様書」表 3.7.1によるものとし、被着体に応じたものを使用する。

- イ 既存部との取合いを含め漏水がないものとする。

- エ 下地は十分乾燥してから施工するものとする。

### (5) 配線等

- 天井内配線及び配線用配管は、既設再使用とする。

### (6) 材料等

- 本工事に使用する材料等は、設計図書に規定するもの又は所要の品質及び性能を有する同等以上とし、あらかじめ資料等の写しを監督官に提出して承諾を受ける。

- なお、使用材料等は、再使用品を使用するとした物を除き、すべて新品とする。

### (7) 調整等

- ア 本仕様書に記載されていない事項で施工上必要なものは、契約相手方が準備するものとし、監督官と協議、所要の指示を受ける。

- イ 現場のおさまり、取合せ等の関係で材料の寸法、取付け位置、施工方法、材料の数量を幾分増減する等の軽微な変更は、監督官と協議し、所要の指示を受けるほか、工期の延長はしない。

- ウ 契約相手方は、本工事の施工にあたり直接又は間接的に知り得た事項について、第三者への提供又は公表を行ってはならない。

- エ 契約相手方は、本工事に関する一件書類を本工事関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。

- オ 契約相手方は、本工事の施工にあたり、官側から受領又は貸与された全ての書類等を監督官に返納しなければならない。

### (8) 発生材

- ア 発生材 (金属類) については、官側の指示場所へ運搬・集積し、発生材調書を作成、監督官の確認を受ける。
- なお、集積の際は、監督官立会の下、種類毎の重量を契約相手方が計測し、監督官の確認を受けるものとする。

イ 金属類以外の発生材は、産業廃棄物として処理する。  
ウ 産業廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律137号)に基づき実施するものとし、マニフェストの写しを監督官に提出するものとする。

(9) その他

契約相手方が、工事期間中に使用する電力(試運転を除く。)材料及び水道料は、契約相手方の負担とし、官側の定める単価及び計算式により使用額を決定し、官側へ納付する。

7 管理事項

7. 1 提出書類

| 書類名称                  | 提出期限         | 部数  | 備考   |
|-----------------------|--------------|-----|------|
| 現場代理人等通知書             | 契約後、速やかに     | 1   | 定型様式 |
| 工事に必要な免状の写し           | 同            | 1   | 任意様式 |
| 緊急時対応連絡表              | 同            | 1   | 同    |
| 工程表                   | 同            | 1   | 定型様式 |
| 着工届                   | 同            | 1   | 同    |
| 施工体制制台帳               | 下請負契約時、速やかに  | 1   | 任意様式 |
| 材料検査書                 | 同            | 1   | 同    |
| 打合せ簿                  | 打合せ又は協議の都度   | 1   | 同    |
| 残業届                   | 必要の都度、速やかに   | 1   | 同    |
| 発生材調書                 | 作業完了後、速やかに   | 1   | 同    |
| 工事日誌                  | その都度、速やかに    | 1   | 同    |
| 工事写真記録帳               | 施工完了後、速やかに   | ※各1 | 任意様式 |
| 産業廃棄物処理証明書            | 同            | 1   | 同    |
| 完成通知及び完成検査願書          | 同            | 1   | 定型様式 |
| 完成報告書                 | 同            | 1   | 同    |
| その他<br>(施工計画書、出荷証明書等) | 監督官の指示後、速やかに | 必要数 | 適宜   |

※ 紙媒体 (バイブファイル) × 1、電子データ (メール) × 1

7. 2 安全管理

- (1) 契約相手方は、施工の履行に係る関連法規及び会社で定める安全管理規則等に基づき施工に臨むほか、細部については、監督官の指示に従うものとし、万一、事故等が発生した場合は、直ちに監督官へ報告するとともに、契約相手方の責任において速やかに処置しなければならない。
- (2) 契約相手方は、施工場所における施工現場出入口及び施工現場付近に、施工中に関する注意喚起表示を設置する。
- (3) 契約相手方は、施工中に不具合事項等を発見した場合、安全確保後直ちに施工を中止し監督官に報告するほか、不具合事項の状況、関連する施設に与える影響及び是正手段を、遅滞なく監督官に報告する。
- (4) 契約相手方は、上記(3)号の処置後、官側との打合せにより故障探求作業を実施するほか、監督官の指示に基づき必要な措置をとる。

7. 3 補償

契約相手方は、施工にあたり、建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な措置をとるとともに、万一、損害を与えた場合は、契約相手方の負担にて原状に復する。

7. 4 秘密保全

- (1) 作成した電子データは、提出用以外の複製を厳禁とする。
- (2) 契約相手方は、本工事に関するデータ作成について、ファイル共有ソフト等がインストールされているパソコン等を使用してはならない。
- (3) 契約相手方は、本工事において提出する全ての電子データのウィルススキャンを実施しなければならない。
- (4) 契約相手方は、本工事の施工にあたり直接又は間接的に知り得た事項について、第三者への提供又は公表を行ってはならない。
- (5) 契約相手方は、本工事に関する一件書類を本工事関係者以外に貸出複写、閲覧させてはならない。
- (6) 契約相手方は、本工事の履行にあたり、官側から受領又は貸与された全ての書類等を監督官に返納しなければならない。

8 監督・検査

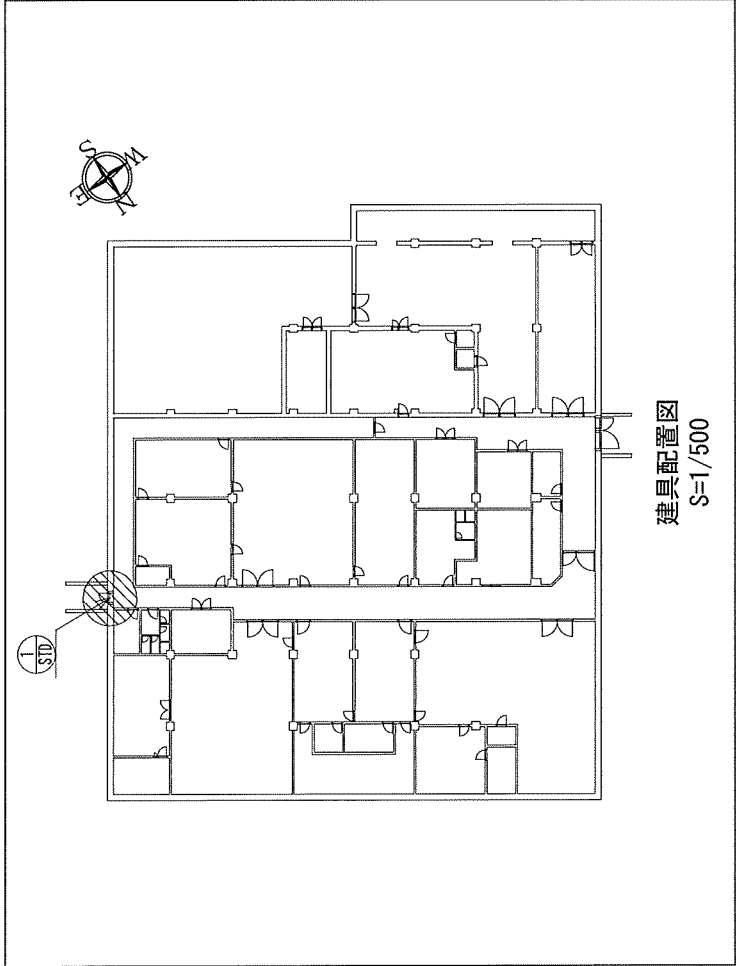
8. 1 受検準備  
契約相手方は、作業終了後、正常な機能を発揮するための所要の調整及び試験運転を行う。

8. 2 監督及び検査

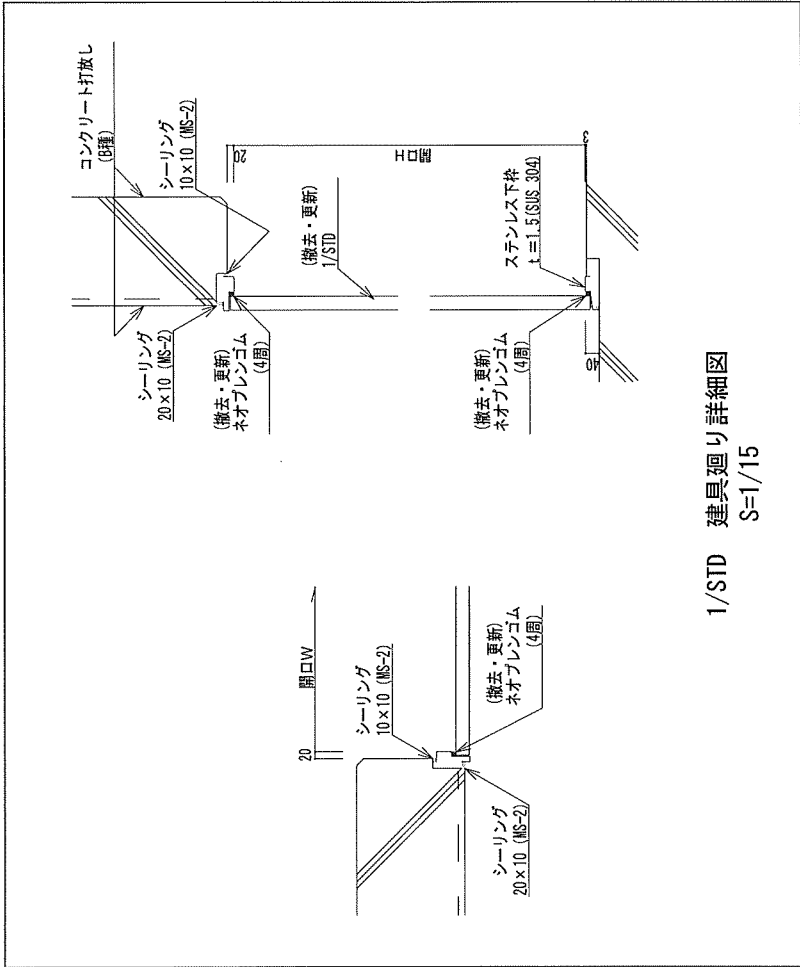
契約担当官の定める要領により実施するほか、結節ごと中間検査を行い、細部は、監督官及び検査官の指示による。

9 質疑等

9. 1 疑義  
本仕様書又は作業中に疑義等が生じた場合は、都度、官側と協議する。
9. 2 その他  
細部不明な点は、都度、官側と協議するものとする。



建具配置図  
S=1/500



1/STD 建具廻り詳細図  
S=1/15

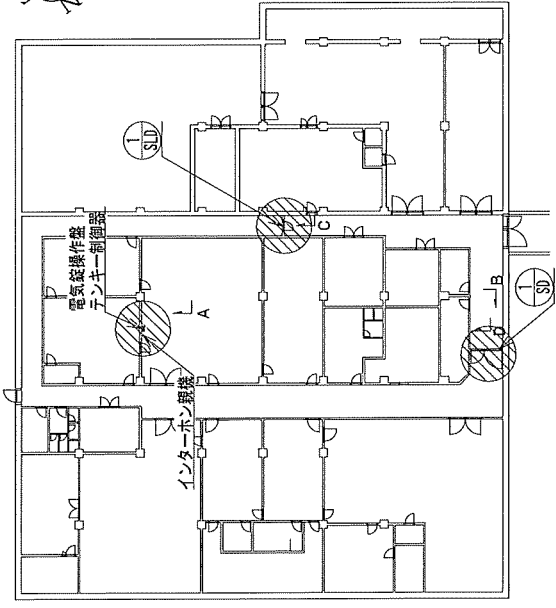
| 撤去建具表       |                                                                                                                                         | 更新建具表                                                                                                                                   |                                                                                                                                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 記号・符号       |                                                                                                                                         | ①STD                                                                                                                                    | ②STD                                                                                                                                    |
| 形状・寸法       |                                                                                                                                         |                                                                                                                                         |                                                                                                                                         |
| 名称          | ステンレス製片開きフラッシュ戸                                                                                                                         | ステンレス製片開きフラッシュ戸                                                                                                                         | ステンレス製片開きフラッシュ戸                                                                                                                         |
| 材質          | 100mm                                                                                                                                   | 100mm                                                                                                                                   | 100mm                                                                                                                                   |
| 仕上げ・材質      | ステンレスバフ仕上 (#400)                                                                                                                        | ステンレスバフ仕上 (#400)                                                                                                                        | ステンレスバフ仕上 (#400)                                                                                                                        |
| 建具金物<br>その他 | ステンレス丁番 x3<br>ドアチェック (ストップ付) x1<br>戸当り (アオリ止め付) x1<br>本締り付モノロック錠 x1 (内部サムターン)<br>ネオブレングム (4周含む)<br>※ 原付は既設のままとし、隙のみ (建具金物等含む) 撤去・更新とする。 | ステンレス丁番 x3<br>ドアチェック (ストップ付) x1<br>戸当り (アオリ止め付) x1<br>本締り付モノロック錠 x1 (内部サムターン)<br>ネオブレングム (4周含む)<br>※ 原付は既設のままとし、隙のみ (建具金物等含む) 撤去・更新とする。 | ステンレス丁番 x3<br>ドアチェック (ストップ付) x1<br>戸当り (アオリ止め付) x1<br>本締り付モノロック錠 x1 (内部サムターン)<br>ネオブレングム (4周含む)<br>※ 原付は既設のままとし、隙のみ (建具金物等含む) 撤去・更新とする。 |
| 備考・工法等      |                                                                                                                                         |                                                                                                                                         |                                                                                                                                         |

※施工内容  
ステンレス製片開きフラッシュ戸、建具金物等撤去・更新

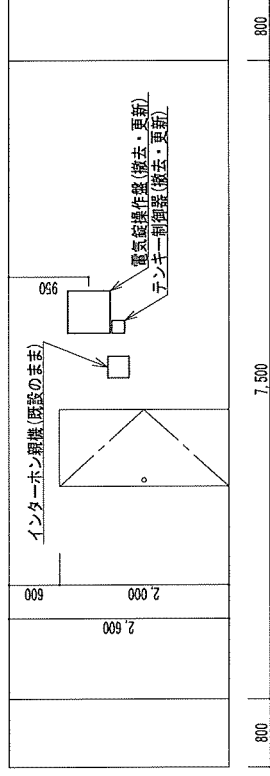
| 工種    | 撤去                        | 数量  | 単位 |
|-------|---------------------------|-----|----|
| 1/STD | 整理清掃後片付け (小規模)            | 0.9 | m  |
|       | ステンレス製片開きフラッシュ戸 (建具金物等含む) | 1.8 | m  |
|       | ネオブレングム (4周)              | 5.8 | m  |
|       | ステンレス製片開きフラッシュ戸 (建具金物等含む) | 1   | 式  |
|       | ネオブレングム (4周)              | 5.8 | m  |

- ※ 本工事範囲
- ・ ステンレス製片開きフラッシュ戸撤去・更新 (建具枠は既存のまま)
  - ・ 建具金物等撤去・更新 (ステンレス丁番、ドアチェック、戸当り金物、本締り付モノロック錠、ネオブレングム)

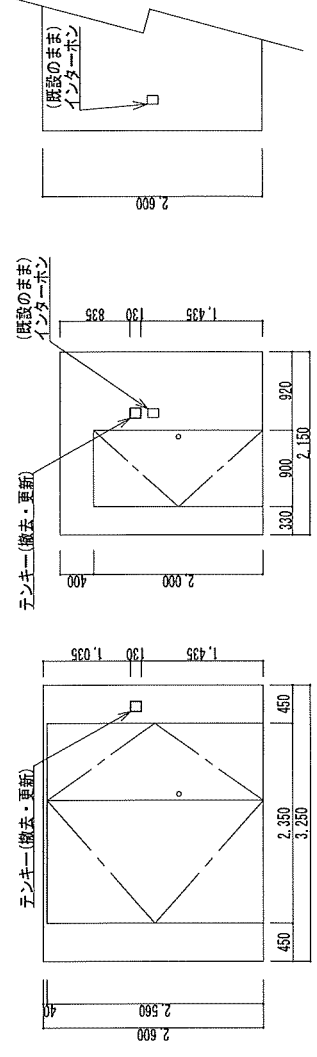
| 「関係者以外不許複製」 |         |
|-------------|---------|
| 件名          | 建具等更新工事 |
| 図面          | 図示      |
| 縮尺          | 図示      |
| 図面番号        | 1       |
| 縮尺          | 5       |



建具配置図  
S=1/500



A立面図  
S=1/50



B立面図  
S=1/50

D立面図  
S=1/50

| 撤去建具表            |                                                                                          | 更新建具表                                                                                    |                                                                                          | 更新建具表                                                                                   |                                                                                         |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 記号・符号            | 形状・寸法                                                                                    | 記号・符号                                                                                    | 形状・寸法                                                                                    | 記号・符号                                                                                   | 形状・寸法                                                                                   |
|                  |                                                                                          |                                                                                          |                                                                                          |                                                                                         |                                                                                         |
| 名称               | 鋼製親子間をフラッシュ戸                                                                             | 鋼製親子間をフラッシュ戸                                                                             | 鋼製親子間をフラッシュ戸                                                                             | 鋼製親子間をフラッシュ戸                                                                            | 鋼製親子間をフラッシュ戸                                                                            |
| 材質               | 150mm                                                                                    | 150mm                                                                                    | 150mm                                                                                    | 150mm                                                                                   | 150mm                                                                                   |
| 仕上・材質            | 表面処理鋼板厚 t=1.6 (SDP)                                                                      | 表面処理鋼板厚 t=1.6 (SDP)                                                                      | 表面処理鋼板厚 t=1.6 (SDP)                                                                      | 表面処理鋼板厚 t=1.6 (SDP)                                                                     | 表面処理鋼板厚 t=1.6 (SDP)                                                                     |
| 建具金物<br>・<br>その他 | 大型ステンレス丁番×6、電気錠×1、ドアチャック (ストッパ無) ×1、電気錠操作盤、通電金物、テンキー、テンキー制御器、戸当り (アオリ止め無し) ×1、フランズ落とし×1組 | 大型ステンレス丁番×6、電気錠×1、ドアチャック (ストッパ無) ×1、電気錠操作盤、通電金物、テンキー、テンキー制御器、戸当り (アオリ止め無し) ×1、フランズ落とし×1組 | 大型ステンレス丁番×6、電気錠×1、ドアチャック (ストッパ無) ×1、電気錠操作盤、通電金物、テンキー、テンキー制御器、戸当り (アオリ止め無し) ×1、フランズ落とし×1組 | 大型ステンレス丁番×3、ドアチャック (ストッパ無) ×1、電気錠 (非常用設置付) ×1、テンキー、通電金物、テンキー制御器、電気錠操作盤、戸当り (アオリ止め無し) ×1 | 大型ステンレス丁番×3、ドアチャック (ストッパ無) ×1、電気錠 (非常用設置付) ×1、テンキー、通電金物、テンキー制御器、電気錠操作盤、戸当り (アオリ止め無し) ×1 |
| 備考・工法等           | ※ 電気錠、通電金具、テンキー、テンキー制御器、フランズ落とし、電気錠操作盤の撤去・更新                                             |                                                                                          |                                                                                          |                                                                                         |                                                                                         |

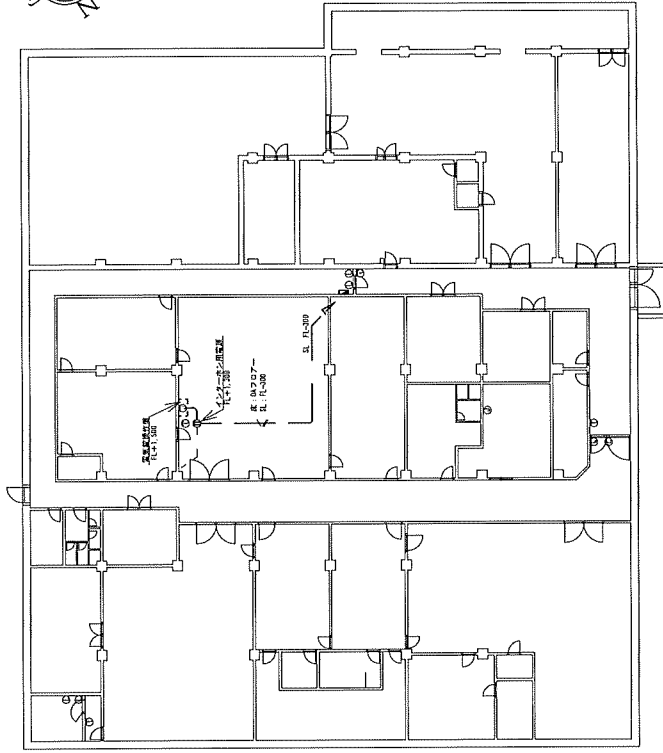
※ 施工内容  
・ 電気錠、通電金具、テンキー、フランズ落とし撤去・更新  
・ 電気錠操作盤、テンキー制御器、撤去・更新

※ 本工事範囲  
・ 電気錠から通電金物の配線類 (扉内) 撤去・更新  
・ 通電金物から電気錠操作盤の配線・配管 (既設再使用)  
・ 電気錠操作盤からテンキー制御器の配線・配管 (既設再使用)  
・ テンキー制御器からテンキーの配線・配管 (既設再使用)

「関係者以外不許観製」

| 件名 | 建具等更新工事 | 図面番号 |
|----|---------|------|
| 図面 | 図示      | 2    |
| 縮尺 | 図示      | 5    |

航空自衛隊久米島分屯基地



配線標準平面図  
S=1/400

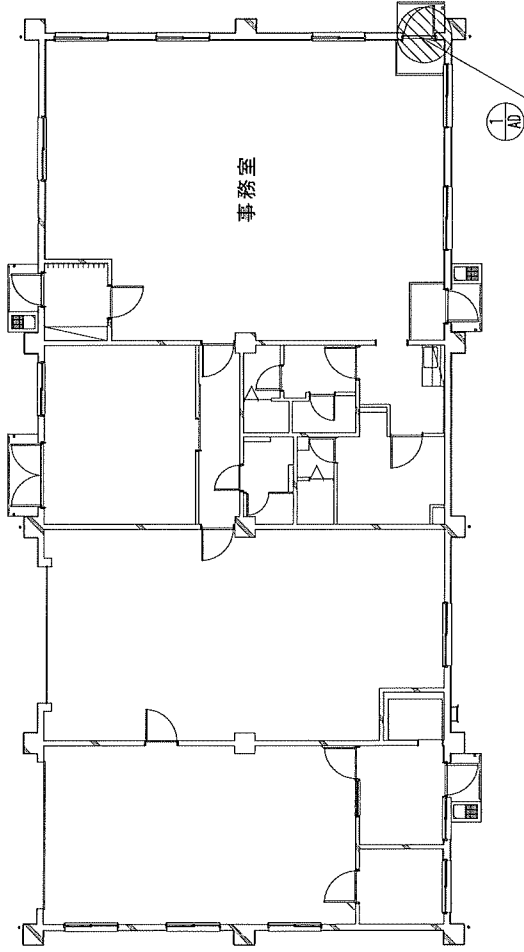
|    |                |
|----|----------------|
| 凡例 |                |
| T  | テンキー・通電金物      |
| EL | 電気錠操作盤・テンキー制御器 |
| J  | ジョイントボックス      |

| 参考数量表<br>記号・符号 |                            | 参考数量表<br>記号・符号 |                      |
|----------------|----------------------------|----------------|----------------------|
| 工種             | 摘要                         | 数量             | 備考<br>(既製品等)         |
| 仮設             | 整理汚損後片付け<br>(小規模、整理済端後片付け) | 4.7            |                      |
|                | 樹立足場                       | 2.4            |                      |
|                | 仮設材運搬(樹立足場)                | 2.4            |                      |
| 撤去             | 電気錠(扉内配線類含む)               | 1              | 美和ロック<br>AU          |
|                | 通電釜物                       | 1              | 美和ロック<br>TBK         |
|                | テンキー                       | 1              | 美和ロック<br>TKU-Q3. DCV |
|                | フランス落とし                    | 1              | 組                    |
| 電気錠(扉内配線類含む)   |                            | 1              | 既製品<br>同等以上          |
| 通電釜物           |                            | 1              | 既製品<br>同等以上          |
| テンキー           |                            | 1              | 既製品<br>同等以上          |
| フランス落とし        |                            | 1              | 既製品<br>同等以上          |
| 電気錠(扉内配線類含む)   |                            | 1              | 既製品<br>同等以上          |

| 参考数量表 | 工種<br>記号・<br>符号 | 摘要                        | 数量  | 単位 | 備考<br>(既設品等)       | 記号・<br>符号 | 工種                        | 摘要                        | 数量 | 単位          | 備考<br>(既設品等)       |
|-------|-----------------|---------------------------|-----|----|--------------------|-----------|---------------------------|---------------------------|----|-------------|--------------------|
| 1/SLD | 仮設              | 整理清掃後片付け<br>(小規模、整理廃品片付け) | 1.8 | m  |                    | 共通        | 撤去                        | テンキー制御器<br>(1/SD、1/SLD共通) | 1  | 台           | 英和ロック<br>TKU-003.C |
|       |                 | 電気錠 (扉内配線綜合む)             | 1   | 個  | 英和ロック<br>AU        |           |                           |                           |    |             |                    |
|       | 撤去              | 通電金物                      | 1   | 個  | 英和ロック<br>TEK       | 更新        | テンキー制御器<br>(1/SD、1/SLD共通) | 1                         | 台  | 既設品<br>同等以上 |                    |
|       |                 | テンキー                      | 1   | 台  | 英和ロック<br>TKU-O3.DW |           | 電気錠操作盤<br>(1/SD、1/SLD共通)  | 1                         | 台  | 既設品<br>同等以上 |                    |
|       | 建具 (建具金物)       | 電気錠 (扉内配線綜合む)             | 1   | 個  | 既設品<br>同等以上        |           |                           |                           |    |             |                    |
|       |                 | 通電金物                      | 1   | 個  | 既設品<br>同等以上        |           |                           |                           |    |             |                    |
|       |                 | テンキー                      | 1   | 台  | 既設品<br>同等以上        |           |                           |                           |    |             |                    |

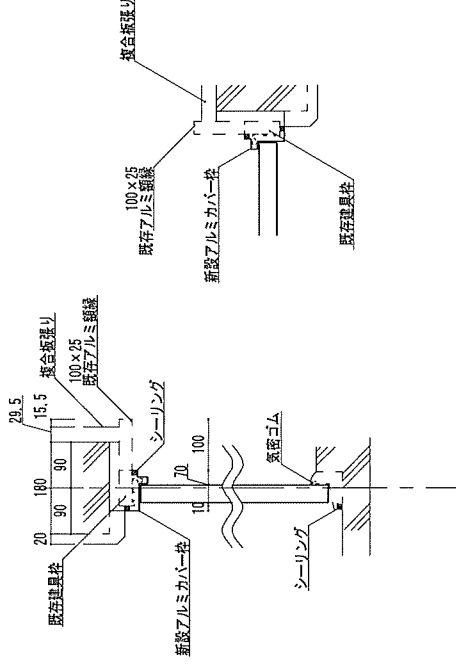
「關係者以外不許複製」

|      |         |  |              |
|------|---------|--|--------------|
| 件名   | 建具等更新工事 |  | 航空自衛隊久米島分屯基地 |
| 図面   | 図示      |  |              |
| 縮尺   | 図示      |  |              |
| 図面番号 |         |  |              |



建具配置図  
S=1/150

|     |        |
|-----|--------|
| --- | 既存建具枠  |
| —   | アルミカバー |
| ■   | シーリング  |



建具廻り詳細図  
S=1/10

| 撤去建具表        |                                                            | 更新建具表        |                                                                                  |
|--------------|------------------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 記号・符号        | 形状・寸法                                                      | 記号・符号        | 形状・寸法                                                                            |
|              |                                                            |              |                                                                                  |
| 名称           | アルミ製開きフラッシュ戸                                               | 名称           | アルミ製開きフラッシュ戸                                                                     |
| 材質           | アルミ                                                        | 材質           | アルミ                                                                              |
| ガラス          | 合わせガラス 厚3.0+3.0                                            | ガラス          | 合わせガラス 厚3.0+3.0                                                                  |
| 仕上げ・材質       | アルミ製                                                       | 仕上げ・材質       | アルミ製                                                                             |
| 建具・金物<br>その他 | ステンレス丁番×3<br>ドアチェック×1<br>あおり止め付戸当り×1<br>本納付モノロック (内部サムターン) | 建具・金物<br>その他 | ステンレス丁番×3<br>ドアチェック×1<br>あおり止め付戸当り×1<br>本納付モノロック (内部サムターン)                       |
| 備考・工法等       | ※ カバー工法                                                    | 備考・工法等       | ※ カバー工法により既存扉より幅10～15mm、高さ4～6mm程度残る。<br>※ 更新扉の仕様図は、請負業者が現場実寸を行い、監理に承認を致した詳細図による。 |

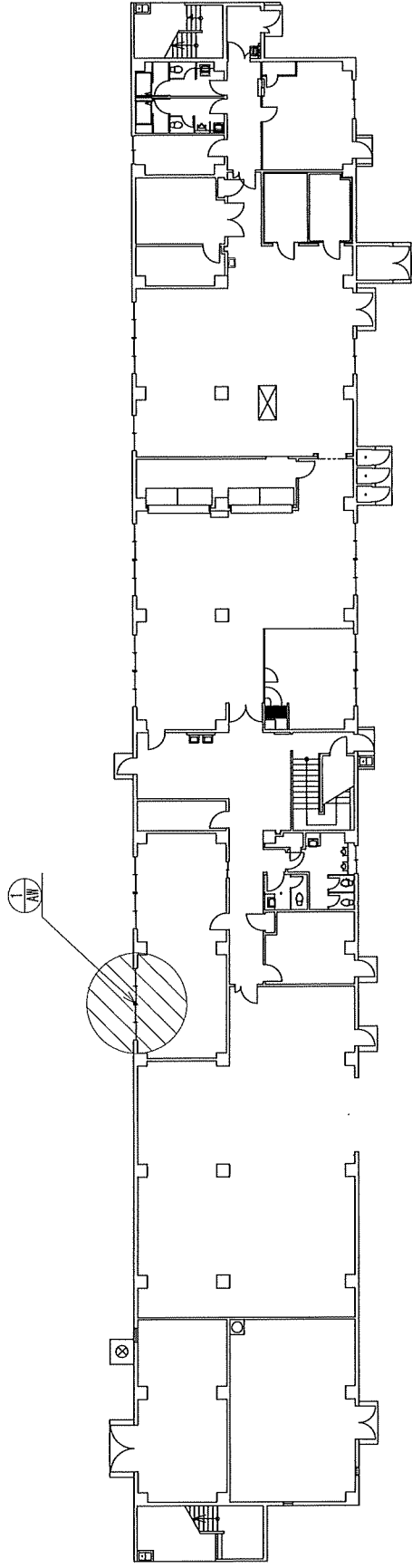
※施工内容 (カバー工法により施工)  
アルミ製ドア、建具金物、戸当り金物更新

| 工種 | 記号・符号 | 摘要                                                     | 数量  | 単位 |
|----|-------|--------------------------------------------------------|-----|----|
| 設置 | 1/A0  | 要理清掃後片付け (小規模)                                         | 0.9 | m  |
| 撤去 |       | アルミ製開きフラッシュ戸 (建具金物等共)                                  | 1.8 | m  |
|    |       | ガラス (合わせガラス)                                           | 0.4 | m  |
| 建具 |       | アルミ製開きフラッシュ戸 (カバー工法 (かぶせ工法) (建具金物、丁番補強、合せガラス) 戸当り金物等共) | 1   | 式  |
| 防水 |       | シーリング (2成分系)                                           | 9.8 | m  |

「関係者以外不許複製」

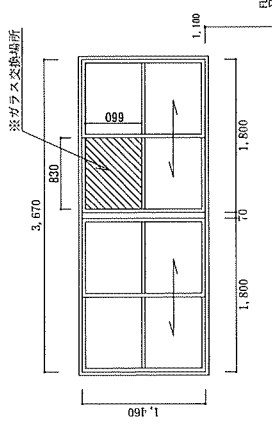
| 件名      | 図面 | 図示 | 縮尺 | 図示 |
|---------|----|----|----|----|
| 建具等更新工事 | 4  | 面  | 番  | 号  |
|         | 4  |    |    | 5  |

航空自衛隊久米屯基地



1F 建具配置図 S=1/250

建具表  
記号  
番号

|             |                                                                                                      |  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 形状<br>寸法    |  <p>※ガラス交換場所</p> |  |
| 名称          | アルミ製2連引違い窓                                                                                           |  |
| 見込          | 70mm                                                                                                 |  |
| ガラス         | フロート (合わせガラス3mm×3mm) 乳白色                                                                             |  |
| 仕上げ<br>材質   | アルミ製                                                                                                 |  |
| 部品等         | クレセント (25×105) 4方<br>アルミ細線 (25×105) 4方<br>外部アルミ水切り (W=85)                                            |  |
| 備考<br>(工法等) | ※ 窓ガラス交換                                                                                             |  |

※施工内容  
ガラス撤去・更新

参考数量表

| 工種 | 記号・符号 | 摘要                | 数量  | 単位             |
|----|-------|-------------------|-----|----------------|
| 仮設 | 1/AD  | 整理清掃後片付け<br>(小規模) | 3.7 | m <sup>2</sup> |
| 撤去 |       | ガラス (合わせガラス) 乳白色  | 0.5 | m <sup>2</sup> |
| 更新 |       | ガラス (合わせガラス) 乳白色  | 0.5 | m <sup>2</sup> |

「関係者以外不許複製」

|    |         |      |   |
|----|---------|------|---|
| 件名 | 建具等更新工事 | 図面番号 | 5 |
| 図面 | 図示      | 図示   | 5 |
| 縮尺 | 図示      | 図示   | 5 |

航空自衛隊久米島分屯基地